

議案第19号

三田市民病院医師修学資金貸与条例の制定について

三田市民病院医師修学資金貸与条例を次のとおり定める。

平成30年2月21日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市民病院医師修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、将来三田市民病院又は三田市民病院事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する病院（以下「指定病院」という。）において医師業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与してこれらの者の修学に資することにより、三田市民病院及び指定病院における診療に従事する医師の確保を図ることを目的とする。

(貸与を受ける者の要件)

第2条 管理者は、次に掲げる要件を備えている者に対し、修学資金を貸与することができる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（自治医科大学を除く。以下「大学」という。）の医学部の学生であること。
- (2) 大学を卒業後、三田市民病院又は指定病院にて2年間の初期臨床研修プログラムによる研修を修了し、医師として三田市民病院又は指定病院で勤務する意思を有していること。
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当しないこと。

2 管理者は、特に必要と認めるときは、前項第2号中「三田市民病院又は指定病院にて」を「管理者の認めた病院にて」と読み替えることができる。

(修学資金の額等)

第3条 修学資金として貸与する金額は、大学1年生から大学4年生までの期間にあつては月額125,000円、大学5年生及び大学6年生の期間にあつては月額175,000円とする。

2 修学資金を貸与する期間（以下「貸与期間」という。）は、大学における正規の修学期間とする。

3 修学資金には、利息を付さない。

4 管理者は、修学資金を新たに貸与しようとする者を毎年度予算の範囲内で前条に規定する要件を備えている者の中から選考のうえ、決定するものとする。

(連帯保証人)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者は、別に定めるところにより連帯保証人を2人立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、修学資金の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)と連帯して修学資金の返還の債務を負担しなければならない。

(貸与の取消し)

第5条 管理者は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する要件を失ったとき。

(2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。

(3) 学業成績又は性行が著しく不良であると認められるとき。

(4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、修学資金を貸与することが不適當と認められるとき。

(貸与の一時停止)

第6条 管理者は、被貸与者が大学を長期欠席又は休学したときは、修学資金の貸与を一時停止することができる。

(返還の猶予)

第7条 管理者は、次に掲げる期間について、修学資金の返還を猶予する。

(1) 三田市民病院又は指定病院での医師としての勤務期間

(2) 初期臨床研修プログラムによる研修期間

(3) 日本専門医機構に認定された専門研修プログラムによる研修期間

2 管理者は、被貸与者が大学を卒業した場合において、医師の免許を取得できなかったときは、当該大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して2年を経過する月までの期間の範囲内において、管理者が必要と認める期間その返還を猶予することができる。

3 前2項に規定する場合のほか、管理者が特に必要と認める場合は、管理者が必要と認める期間について修学資金の返還を猶予することができる。

(返還の免除)

第8条 管理者は、被貸与者が貸与期間又は修学資金の返還を猶予された期間の終了後直ちに三田市民病院又は指定病院で医師として修学資金の貸与相当期

間（貸与期間が4年未満の者は4年間）勤務したときは、別に定めるところにより修学資金の返還を免除するものとする。この場合において、前条第1項第2号及び第3号の研修期間のうち、当該研修が三田市民病院又は指定病院において行われた期間は、全て三田市民病院又は指定病院での勤務期間とみなすこととする。

- 2 管理者は、被貸与者が三田市民病院又は指定病院に在職している期間中に業務に起因して死亡し、又は精神若しくは身体の機能に著しい障害を生じ、労働能力を喪失したときは、別に定めるところにより修学資金の返還を免除することができる。

（返還）

第9条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、別に定めるところにより、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して3月以内に修学資金を一括返還しなければならない。

(1) 第5条の規定により修学資金の貸与を取り消されたとき。

(2) 第7条の規定による修学資金の返還の猶予を受けることができなくなったとき。

(3) 前条第2項の規定による場合を除き、死亡又は心身の故障により医師の業務に従事できないとき。

- 2 管理者は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めたときは、修学資金の返還を猶予し、又は返還すべき額を分割して返還させることができる。

（延滞利息）

第10条 被貸与者は、正当な理由なく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセント（返還期限の翌日から1月を経過する日までは年7.3パーセント）の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

- 2 前項で定める延滞利息を計算する場合の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（予算の確保）

第11条 管理者は、三田市民病院医師修学資金貸与制度の円滑な運営を図るため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。